

【フランス】未成年者を性犯罪及び近親姦から守るための法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2021年4月21日、性犯罪からの未成年者の保護を強化するための法律が成立した。同法は、未成年者に対するあらゆる性行為を禁止するほか、未成年者に対する性犯罪の公訴の時効の延長等について規定する。

1 制定の背景と経緯

フランスでは、2018年に、男女平等の確立及び未成年者¹保護を目的とする「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する法律第2018-703号」（通称「シアパ法（Loi Schiappa）」）²が成立した。しかし、性犯罪を適切に処罰するためには、被害者の同意がないこと、すなわち、加害者による暴力、強制、脅迫又は不意打ちがあったことの証明が必要であり、特に被害者が未成年の場合には、その立証が非常に困難であるという課題が残されていた。また、同法の審議の際に、15歳未満の未成年者に対する性犯罪の3分の2が近親姦であることが指摘されており³、特に未成年者に対する近親姦の厳罰化が求められていた⁴。2020年11月26日、こうした課題を解決するための法律案がフランス上院に提出され、2021年4月21日に「未成年者を性犯罪及び近親姦から守るための法律第2021-478号」⁵が成立し、翌22日に公布・施行された。

2 本法律の主な内容

本法律は、全15か条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 未成年者に対するあらゆる性行為の禁止（第1条）

第1条は、性犯罪の種類として、①15歳未満の未成年者に対する強制性交罪（viol）⁶、②未成年者に対する近親姦による強制性交罪、③15歳未満の未成年者に対する性的攻撃罪（agression sexuelle）⁷、④未成年者に対する近親姦による性的攻撃罪を新設する。①及び②には懲役

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ フランスの成人年齢は18歳。

² Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037284450>> 同法は、法律案を提出したマルレーヌ・シアパ（Marlène Schiappa）女男平等・差別対策担当大臣の名にちなんで、「シアパ法」と呼ばれる。同法については、安藤英梨香「フランスにおける性犯罪防止対策強化—性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号—」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.1-29. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11249608_po_02790001.pdf?contentNo=1> 参照。

³ Annick Bikkon et al, *Sénat Rapport d'information*, N° 574, 2018.6.14. <<https://www.senat.fr/rap/r17-574/r17-5741.pdf>>

⁴ 安藤 前掲注(2), p.8

⁵ Loi n° 2021-478 du 21 avril 2021 visant à protéger les mineurs des crimes et délits sexuels et de l'inceste. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043403203/>>

⁶ 強制性交とは、性質を問わず、「他人の身体に対して又は行為者の身体に対して、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行われる性的挿入行為」であり、本文中の①及び②に該当しない強制性交罪には、懲役15年が科される（刑法典（Code pénal）第222-23条）。なお、本法律第1条の規定により、強制性交と認められる行為の定義に、新たに口腔（こうくう）性交が加えられた。

⁷ 性的攻撃とは、あらゆる「暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴う性的侵害（atteinte sexuelle）」である（刑法典第222-22条）。本文中の③及び④に該当しない性的攻撃罪には、5年の拘禁刑及び罰金7万5000ユーロが科される（刑法典第222-27条）。なお、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴う」ことが証明されない場合は、性的侵害罪が適用される。

(réclusion criminelle) 20年、③及び④には10年の拘禁刑 (emprisonnement) 及び罰金15万ユーロ⁸が科される。第1条により、本法律以前の制度で必要とされた、暴力、強制、脅迫又は不意打ちがあったことの証明がなくとも、未成年者に対する性犯罪の立件及び処罰が可能になった。なお、10代の者同士の恋愛関係を保護するために、合意のない場合又は売春として行われる場合を除いて、加害者と被害者の年齢差が5歳未満の場合は、これらの罪の適用対象外とされる。

(2) 未成年に対する性犯罪の時効

第10条は、未成年者に対する性犯罪の公訴の時効について、「時効の移行 (prescription glissante)」の原則を導入する。現行制度における時効は、被害者が成人してから、強制性交罪の場合には30年⁹、性的攻撃罪又は性的侵害罪の場合は20年¹⁰である。「時効の移行」の原則は、これらの時効が満了する前に、同じ加害者が別の未成年に対して同様の性犯罪を行った場合、先に起きた事件の時効を、後に起きた事件の時効の期限まで延長するものである。また、未成年者に対する性犯罪の時効は、同じ加害者による別の未成年者に対する同様の性犯罪についての捜査、予審、公訴又は裁判等が行われる場合、中断されることも定められた。

(3) 各種性犯罪に関する規定と未成年に対する性犯罪の重罰化

第5条は、性的脅迫罪を新設する。インターネット上で未成年者に性的な行為を行うよう唆した成人に対して、行為が実際に行われたか否かにかかわらず、7年の拘禁刑及び罰金10万ユーロが科される。被害者が15歳未満の場合、10年の拘禁刑及び罰金15万ユーロが科される。

第6条は、未成年者が関与する売春行為に関する刑罰を強化する。未成年者を買春した成人には、それが強制性交罪又は性的攻撃罪に該当しない場合でも、10年の拘禁刑及び罰金15万ユーロが科される¹¹。また、未成年者による売春をあっせんした者に対する刑罰は、懲役20年及び罰金300万ユーロに引き上げられる¹²。

第12条は、公衆の面前で性器を見せる性的露出罪の対象を拡大し、身体露出がなくとも同罪を適用可能とする¹³。同罪には、1年の拘禁刑及び罰金1万5000ユーロが科されるが、同条により、被害者が15歳未満の場合、2年の拘禁刑及び罰金3万ユーロが科されるという規定が追加された。

(4) 未成年に対する性犯罪の加害者に関する規定

第13条は、未成年に対する性犯罪の加害者を、量刑を問わず、「性犯罪者又は暴力犯罪者の司法情報ファイル (fichier judiciaire automatisé des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes: FIJAISV)」¹⁴に自動的に登録することを定める。

第14条は、未成年者に対する強制性交、近親姦又は性的攻撃罪について有罪判決を受けた者に対して、裁判官は、未成年者と接触する職業又はボランティア活動を永久に禁止するという補充刑を科すことを、より積極的に宣告すべきことを定める。

⁸ 1ユーロは約129.8円(令和3年9月分報告省令レート)。

⁹ シアバ法により改正された刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第7条に規定。シアバ法以前の制度では、未成年者に対する強制性交の時効は、被害者が成人に達してから20年とされていた。安藤 前掲注(2), pp.4-5 参照。

¹⁰ 刑事訴訟法典第8条。

¹¹ 刑法典第225-12-2条。

¹² 刑法典第225-7-1条。改正前の制度では、懲役15年及び罰金300万ユーロが科された。

¹³ 例えば、衣服の下での自慰行為が該当する。

¹⁴ FIJAISVは、性犯罪又は暴力犯罪について有罪となり、5年以上の拘禁刑に処された者を登録するファイルであり、登録された者の特定及び追跡を容易にすることで、再犯防止に役立つためのものである。登録された者は、毎年、かつ転居のたびに自身の住所を通知しなければならない。登録されたデータは、最長30年間保存される。